

議案第72号

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部使用時間の欄及び同表の2の部使用時間の欄中「午後零時50分」を「午後0時50分」に改める。

別表第4の1の部使用時間の欄中「午後零時50分」を「午後0時50分」に改め、同部学習室（交流室）Ⅰの項中「960円」を「1,240円」に改め、同部学習室（交流室）Ⅱの項及び和室の項中「300円」を「390円」に改め、同表の2の部使用時間の欄中「午後零時50分」を「午後0時50分」に改め、同部音楽室の項中「1,920円」を「2,490円」に、「1,440円」を「1,870円」に改め、同表の3の部ホールの項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,680円」を「2,180円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同部和室Ⅰの項から交流室の項までの規定中「300円」を「390円」に改め、同部食堂・厨房の項中「960円」を「1,240円」に、「1,080円」を「1,400円」に、「1,440円」を「1,870円」に改め、同表の4の部創作活動室の項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同表の5の部多目的ホールの項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同部調理室の項中「300円」を「390円」に改め、同表の6の部音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）の項中「300円」を「390円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。